

# 富江小学校「いじめ防止基本方針」

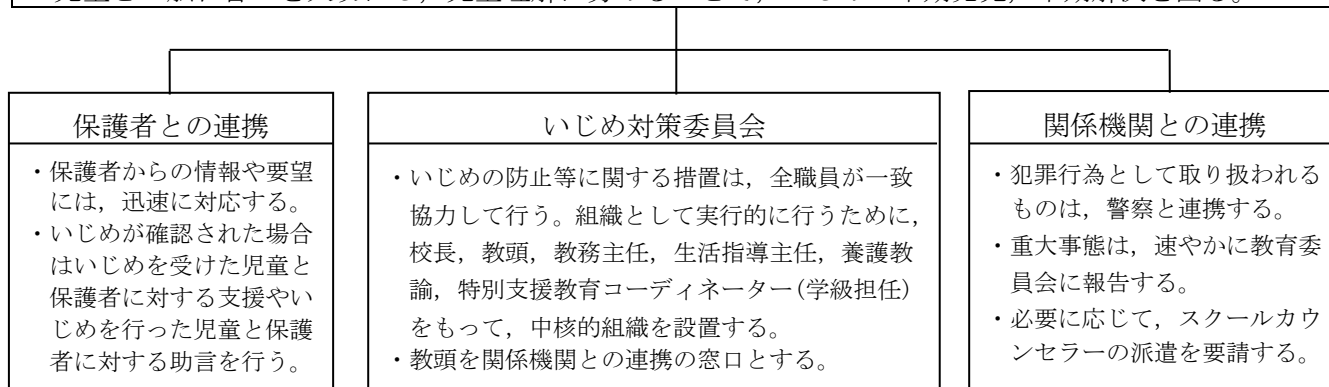
本方針でめざす児童像

【よかこ 富江 はばたけ 未来へ！】

ともに学ぶ子      みがき合う子      えがおのある子

## いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・本校児童に、いじめは決して許されない卑怯な行為であるという意識を持たせる。
- ・全職員が、いじめは基本的人権の侵害に関わる重大な問題であることを共通認識する。
- ・児童との触れ合いを大切にし、児童理解に努めることで、いじめの早期発見、早期解決を図る。



		学校(教職員・児童生徒)の取組	保護者・地域の取組
①	いじめの未然防止について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親和的學校・学級集団づくりをする。</li> <li>・児童一人一人の児童理解に努め、心の交流を図る。</li> <li>・分かる、できる喜びを味わえる授業の実践・評価を行い、児童の自己肯定感を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人を傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。</li> <li>・いじめをしてはいけないという態度を子どもに示す。</li> <li>・日常生活の中で規範意識を高める。</li> </ul>
②	いじめの早期発見について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の様子を学級担任、T T、専科、養護教諭など多様な立場から観察し、緊密な情報交換を行う。</li> <li>・生活アンケートを定期的実施し、気になる児童については、教育相談を行う。</li> <li>・朝の健康観察や日常的な観察から児童の変容を捉える。</li> <li>・けんかやふざけ合いに見える事象も観察や調査を行い、いじめかどうか判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭での言動、服装の汚れや乱れ、持ち物の紛失などに気を配る。</li> <li>・悩みは何でも相談できるような雰囲気を作っておく。</li> <li>・【地域】登下校中や週休日の児童の様子で、気になることがあったら学校へ連絡する。</li> </ul>
③	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人や周辺からの的確な聞き取りや保護者への事実の報告など、迅速に初期対応をする。</li> <li>・つらく苦しい気持ちに共感し、当該児童を全力で守る。</li> <li>・保護者に安心感を与え、学校の信頼回復に努める。</li> <li>・いじめが止んだ後も3ヶ月以上は観察を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。</li> <li>・我が子のその後の家庭での状況を学校に伝える。</li> </ul>
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは「絶対に許さない」という姿勢を全職員で示し、毅然とした態度で臨む。</li> <li>・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。</li> <li>・再発防止のための指導を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実をしっかりと受け止め、いじめられた側の心情を慮り、相手児童・保護者への適切な対応を図る。</li> <li>・人を傷つける行為を根絶するための躰を日常的に行う。</li> </ul>
	観衆(同調者)傍観者(無関心者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同調したり、傍観したりすることはいじめに加担することと同じであることに気づかせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。</li> <li>・言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さを理解させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは絶対に許されない行為であることを我が子に理解させ、どんな場合でも、いじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てる。</li> </ul>
④	その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から人権意識の高揚を図るとともに、道徳教育を一層充実させる。</li> <li>・学校評価にいじめに関する項目を盛り込む。</li> <li>・いじめに関するアンケートで、いじめがあったものに関しては該当児童の在学期間保管する。</li> <li>・「いじめの防止等のための基本的な方針」の周知に努める。</li> </ul>	

